

令和8年度第三次佐久市観光振興ビジョン改訂支援業務
企画提案者審査委員会設置要領

(設置)

第1条 令和8年度第三次佐久市観光振興ビジョン改訂支援業務（以下「本業務」という。）について、事業の円滑な推進を図り公正かつ適正な審査及び評価を行うため、令和8年度第三次佐久市観光振興ビジョン改訂支援業務企画提案者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) プロポーザル実施要領の承認に関すること。
- (2) 企画提案等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、非公表をもって充て、副委員長は、非公表をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる非公表で組織する。

非公表

(任期)

第4条 委員の任期は、この要領の施行の日から企画提案の審査終了の日までとする。

(委員長等)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経済部観光課が行う。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年5月7日から施行し、本業務の契約締結の日をもって廃止する。